## 平成31年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	6						府省」	宁 名	文化月	<del>-</del>
対象税	目【個	人住民税	法人住民税	事業税	不動産取得税	固定資産税	事業所税	その他	(	)
要望 項目名	,文	化財保存剂	舌用支援団体	に対する	重要文化財等の	の譲渡に係る	譲渡所得の	課税の特	例等の	拡充
要望内容(概要)	措	個人又は 置が講じ 定してい	去人が重要文 られ、個人住	化財等を 民税・法 町村が指	人事業税の所 定する文化財	団体等に譲渡 得割及び法人	住民税につ	いては誤	税標準	ては課税の特例等の特別措置を適用 の譲渡についても
	民	税・事業	指定する文化 党の所得割及	び法人住		課税標準の特	列措置の対	象とする	。なお	以下のとおり個人 、国が認定した文 る。
		し、個人 ② 個人 譲渡し7	人住民税の所 又は法人が重 た場合、2000	得割につ 要文化財 万円を上	いて、課税標 ・史跡名勝天 限に、所得税	隼の特例措置: 然記念物とし について特別	を適用し算 て指定され 控除、法人	定するこ た土地を 税につい	ととす 文化財 Vて損金	、所得税を非課税 る 保存活用支援団体I 算入し、個人住民 することとする
関係条為	1111		第32条第2 昔置法第34		税法第72条( 第4号 知税(				条第2	項、
		ונינגניו שלוידוי		<i>~~</i>	カナウ、他们	付別相但本先	4 0 宋の 2 :	<b>弗</b>  垻		
減収 見込額	[	初年度]	<b>▲</b> 11 (	( — )	[平年度]		4 0来の2) ( — )	弗   垻_	(単位	:百万円)
		初年度] 改正増減。 (1)政策 (1)政策 (1)	▲ 1 1 ( 「収額」 — 目的 舌用支援団体	( — ) ( ~の文化	[平年度]	▲11   ▲12	( — ) より、民間	の団体を	含めた	: 百万円) 地域社会総がかり 比の実現に寄与する
見込額	由   一日   一日   一日   一日   一日   一日   一日	初改 1 化る 2 疎ぶこを町と創化本にた年正 )財文 )化まう改村し生財要直、度増 政保化 施やれし正にて基を望面文でですよい本魅にして	▲額 的用保 必高る況法文。針あり散保11 一 要齢。を律化ま20る、逸存・世化ま踏が財た1地今・活 一 団活 等たま成保、」域般滅用で、え立存ほでづ創失地	へを よ観、し活発おく設の域ー の図 り光平、用済いりさ危計) 、ま成市支財でにれ機画) 化、 文ち30町援政、活たにに	田田 (田田 ) (	■ ▲ 1 1  進する番 1 1  進する継承がまままで、 単いおりでは、大きにのです。 単いおりでは、大きにのでは、 をはながれて、 はいままでは、 はいままでは	( り財 し文地或ける化文の大人の しています といり では大きない では では では では できない からない からない からない からない からない からない からない から	のし、用政定の设合い譲実団た、文のの及総資的て渡現体地、比機組び合戦な明をする。	含域	地域社会総がかりにの実現に寄与する 代への確実な継承に でいるところ。 営に関する法律の 当該計画の認定や ・活用を推進する 「まち・ひと・し 目の積極的な推進さ

6—1

合理性	政策体系におけ る政策目的の位 置付け	・政策目標 12「文化による心豊かな社会の実現」 施策目標 12-2 文化財の保存及び活用の充実 ・まち・ひと・しごと創生基本方針 2 0 1 8 (平成 3 0 年 6 月 1 5 日閣議決定) 抜粋 平成 3 0 年通常国会で成立した改正文化財保護法に基づく文化財の総合的な保存・活用を積 極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす地方公共団体の取組や、(略)を支援する ・未来投資戦略 2 0 1 8 (平成 3 0 年 6 月 1 5 日閣議決定) 抜粋 地域における文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす自 治体に対し、市町村の文化財保存活用地域計画に基づく情報発信、人材育成等の取組を支援す る。
	政策の 達成目標	文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。
	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中 の達成目標	文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。
	政策目標の 達成状況	
有効性	要望の措置の 適用見込み	約5件(2020年度までの見込み)
	要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	文化財保存活用支援団体への重要文化財等の譲渡を促進することにより、民間の団体を含めた地域社会総がかりによる文化財の保存・活用を図り、次世代への確実な継承や、文化財を核とした地域活性化の実現に寄与する。
相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	・国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得の非課税措置(租特法40条)
	予算上の措置等 の要求内容 及び金額	<ul> <li>・文化財保存活用地域計画作成事業</li> <li>平成30年度予算 256百万円の内数</li> <li>・地方公共団体による史跡等の買上げ支援</li> <li>平成30年度予算 10,634百万円</li> <li>・地方公共団体による重要文化財(建造物)の買上げ支援</li> <li>平成30年度予算 1,097百万円の内数</li> </ul>
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	地方公共団体による文化財保存活用地域計画の策定支援は平成30年度から先行して実施しているところ。 本要望措置と合わせて実施することにより、個人・法人が所有する文化財の譲渡と、譲渡された文化財に係る地域計画に基づく公開活用等の実施を一体的に支援することが可能となり、文化財の計画的な保存・活用の一層の促進が期待される。
	要望の措置の 妥当性	今回の要望は、文化財の所有者から文化財保存活用支援団体に文化財を譲渡するインセンティブを与えるものであり、文化財保存活用地域計画に基づく文化財の計画的な保存・活用が期待されることから妥当な措置である。
	ページ	6—2

税負担軽減措置等の 適用実績 -	
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	
税負担軽減措置等の適 用による効果(手段と しての有効性)	
前回要望時の 達成目標	
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	
これまでの要望経緯	昭和45年度 国及び地方公共団体に対し史跡名勝天然記念物として指定された土地を売り渡した際の譲渡所得の特別控除の創設 昭和47年度 国に対し重要文化財を売り渡した際の譲渡所得税の非課税措置の創設 昭和50年度 国に加え、地方公共団体に売り渡した場合への拡充※、土地譲渡に係る特別控除・損金算入の上限を2,000万円に引き上げ昭和55年度 有効期限の設定(昭和57年12月31日まで)※昭和57年度 5年間の延長(昭和62年12月31日まで)※昭和62年度 5年間の延長(平成4年12月31日まで)※平成4年度 5年間の延長(平成4年12月31日まで)※平成4年度 5年間の延長(平成9年12月31日まで)※平成9年度 5年間の延長(平成14年12月31日まで)※平成13年度 独立行政法人国立博物館等に売り渡した場合への拡充平成14年度 5年間の延長(平成19年12月31日まで)※平成19年度 恒久措置化※平成26年度 国、地方公共団体に加え、地方独立行政法人(博物館相当施設を設置・管理するものに限る)に売り渡した場合への拡充 ※重要文化財を売り渡した場合に係る措置
ページ	6—3